

「カメラ画像利活用ガイドブック（改訂案）」に対する意見公募要領

平成30年1月18日
経済産業省
商務情報政策局
情報経済課

1 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省及び経済産業省では“IoT推進コンソーシアム データ流通促進ワーキンググループ”（座長：森川博之東京大学大学院教授）の下に設置した“カメラ画像利活用サブワーキンググループ”（座長：菊池浩明明治大学教授）において、カメラ画像を利活用する事業者が配慮すべき事項等を検討し、『カメラ画像利活用ガイドブック』（以下、「本ガイドブック」という。）を公表しております。

本ガイドブックは、事業者によるユースケース等の情報を参考に検討を重ね策定したもので、カメラ画像の活用実態、技術動向等に応じて見直し・改定を行うこととしております。

今般、特定空間（店舗等）に設置されたカメラでのリピート分析について検討し、改定案をとりまとめましたところ、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見をいただけますようお願い申し上げます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

2 意見公募対象

「カメラ画像利活用ガイドブック（改訂案）」

3 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

4 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成30年1月18日（木）～平成30年2月19日（月）必着

5 意見提出先・提出方法

氏名、連絡先及び本件への意見を日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

（1）FAX

意見提出用紙（別紙）に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下のFAX番号宛にお送りください。

FAX番号：（03）3501－6639

(2) 郵送

意見提出用紙（別紙）に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

「カメラ画像利活用ガイドブック」担当 宛

(3) 電子メール

意見提出用紙（別紙）に記載の項目（氏名、連絡先及び本件への意見）を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送りください。意見等を添付ファイルにて提出いただく場合、ファイル形式等に特段の制限はありませんが、何らかの原因で提出されたファイルの内容が確認できなかった場合には、異なるファイル形式での再提出等をお願いすることがあります。

メールアドレス： cameraguideline-pabukome_atmark_meti.go.jp

※ 迷惑メール対策のため、アットマーク記号を「_atmark_」に置き換えて記載しています。「_atmark_」部分を半角アットマーク記号に置換の上送付してください。

※ 電子メールの件名を「カメラ画像利活用ガイドブック案に対する意見」としてください。

(4) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）から本件の「意見提出フォーム」に進み、所定欄に氏名、連絡先を入力の上、意見提出用紙（別紙）の「意見」欄の要領にて「提出意見」欄に意見を入力いただき、提出してください。

6 問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局情報経済課 カメラ画像利活用ガイドブック担当宛

電話：03-3501-0397（代表） 内線：3961

受付時間：平日9時30分から18時15分（ただし、12時から13時は除く。）

7 その他

皆様からお寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨御了承ください。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

